

国民健康保険の安定化について ～国民健康保険法一部改正～

厚生・産業常任委員会資料
平成 27 年(2015 年)7 月 9 日
健康医療福祉部医療保険課

1 経緯

- (1) 社会保障制度改革国民会議報告書(H25. 8) および社会保障改革プログラム法(H25. 12) により、「国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の積極的な役割が果たされるよう、都道府県・市町村で適切に役割分担」することとされた。
- (2) H27. 2. 12 国と地方の協議（国保基盤強化協議会）の議論のとりまとめ
主な論点
 - ①公費拡充等による財政基盤の強化
 - ②運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）
- (3) H27. 5. 29 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布

2 法律の概要

- (1) 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化
(国保基盤強化協議会での議論：27 年度から約 1,700 億円、29 年度以降は毎年約 3,400 億円)
- (2) H30. 4. 1 法施行により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- (3) 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

※ 新制度施行に向けたスケジュール……次頁（厚生労働省資料）参照

3 当面の県の準備スケジュール

- ・国は、国保基盤強化協議会を再開し、詳細な制度設計の議論を急ぐとしている。
- ・以下は、平成 27 年度中の想定スケジュール
- ・進捗状況は、隨時、常任委員会に報告

6月 30 日
7月 6 日
7月
～3月
12 月または
2 月議会

第 1 回滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会 開催
都道府県ブロック会議(近畿ブロック) (国による県および市町への説明)
協議会作業部会による検討・協議
(仮称) 国民健康保険財政安定化基金条例 制定

新制度の施行に向けた主な流れ（イメージ）

